

2006年度

駿台史学会大会

研究発表要旨

2006年12月9日

駿台史学会

於 明治大学リバティタワー1021教室

## プログラム

自由論題 (9:30~12:00)	リバティタワー 1021 教室
2006 年度テーマ『《記憶の場》から歴史を再考する』 趣旨説明 (13:00~13:15) 研究発表および質疑応答・討論 (13:15~15:45) コメントおよび共同の質疑応答・討論 (15:45~17:30)	リバティタワー 1021 教室
全幹事会 (17:30~18:30)	リバティタワー 1021 教室
総会・懇親会 (18:30~)	大学会館5階 父母センター会議室

## 研究発表

### 自由論題

大化以前における国造制の成立	大川原 竜 一	2
唐太宗昭陵の陪葬墓をめぐる一考察	堀 井 裕 之	5
19世紀初頭における西インド諸島市場をめぐる米英の対立 —アメリカ航海法の制定とイギリスの対応—	小 池 航 太	7
道東における石器ブロックと黒曜石利用	金 成 太 郎	9
反合併の地方自治 —広域連合によるゆるやかな自治体結合—	種 川 亮	12

### 2006年度テーマ

#### 『《記憶の場》から歴史を再考する』

##### 『《記憶の場》から歴史を再考する』

—2006年度駿台史学会大会共通テーマ趣旨—	落 合 弘 樹	16
「ヴァルハラ」から七首伝説・ヒトラー神話へ —近現代ドイツにおける「神話」と「記憶」—	三 宅 立	18
20世紀初頭の朝鮮における民族主義の形成と檀君神話	寺 内 威 太 郎	20
近代日本人にとっての日露戦争の記憶	山 田 朗	22

# 大化以前における国造制の成立

大川原 竜一

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・日本史)

- 本報告は、「大化改新」以前における、「国造（クニノミヤツコ）」制の成立を考察したものである。
- 国造制とは大化以前の倭王権の地域支配制度であり、王権によって任じられた国造は、裁判権または刑罰権、軍役を含む徴税権、勸農を核とする行政権、祭祀権を主に担い、県稻置（コホリノイナギ）とともに地域支配を行っていたことが推定されている。
- その国造制の成立時期については、四世紀末から七世紀初頭と広範な時代幅で考えられてきたが、近年では、『隋書』東夷伝倭国条の「開皇二十年（600）」にみえる「軍尼」を国造に比定し、七世紀初頭には成立していたことが確かめられており、六世紀代に実年代を求める説が有力になりつつある。厳密に六世紀代のいつの段階なのかは、施行過程の問題とともに通説はないものの、おおよそ継体朝における筑紫君磐井の乱（527-528）や、安閑紀にみえる笠原直使主と同族小杵との争い（武蔵国造の乱）が終結をみる時点（534）以降が適当とされている。また成立の歴史的背景として、五世紀末以降の群集墳の造成に象徴される、地域の首長制的秩序の動揺に、半島における軍事的緊張状況という国際的契機が加わって成立した、との共通認識が得られており、私見も大枠としては異なるところはない。

しかしながら、従前の研究の多くが、国造制を倭王権の「領域支配」制度と規定し、その王権の関与が列島のほぼ全域におよぶ時期という、現象的な側面の検討に終始している感は否めず、国造制の成立とその時期については、「国造」とは何か、すなわち国造の本質を正しく掴んだ上で改めて議論する余地がある。

- 本報告では、『日本書紀』・『古事記』に散見する「国造」表記を再検討し、大化以前における国造制とミヤケ制、さらにウチ名・カバネ制との関わりから、国造制の成立について考察を加えている。

● 国造の性格および国造制の成立を考察する上で重要な史料は、筑紫君磐井の乱と武蔵国造の乱を記す両史料である。

筑紫君磐井の乱の顛末を記した『日本書紀』継体天皇二十一年（527）六月甲午条以下の三史料には、磐井を斬った後「疆場（サカイ）」を定め、その後、磐井の子である葛子が「父」に連座して誅されることを恐れて、「糟屋屯倉（ミヤケ）」を献上して死罪を贖うことを求めたことが述べられている。また安閑紀に起こったとされる武蔵国造の乱については、『日本書紀』安閑天皇元年閏十二月条にまとめられている。争乱の発端は国造の地位をめぐる笠原直使主と同族の小杵が争ったことにあり、のちに使主が王権（「京」）に言上し、「朝廷臨断」により使主が国造に任命されるとともに小杵は誅殺され、さらに使主はその返礼として「四処屯倉」を、王権のために奉化したという。

葛子によって王権に献上された「糟屋屯倉」が、ミヤケ設置記事の中でも信頼しうる最古級のものに当り、また「糟屋屯倉」の献上と筑紫国造、そして「四处屯倉」の献上と武蔵国造との関係から国造任命とミヤケ設置とは連動した事象であるにとらえられ、さらに継体から欽明の時代、とりわけ安閑期にミヤケの設置記事を多く見出せることは、国造制の成立を考える上で重要な論点の一つとなる。

地域のミヤケと国造制が密接な関係にあることは、『日本書紀』孝徳天皇大化元年（645）八月庚子条の詔の史料から、大化以前では地域の国造・伴造・県稲置の元にはミヤケが置かれ、国造・伴造・県稲置は、それらを管理するとともに、コホリを治める仕組みによって王権への奉仕をなしていたことがわかる。ミヤケは王権による支配の象徴たる施設であり、筑紫・武蔵両国造の例から、国造・伴造・県稲置になることと、ミヤケを設置しその管領を王権から承認されることは連関した事象であると位置付けられ、国造制の成立時期について一つの指標を提示することができる。

もう一つの論点として、国造制とウヂ名・カバネ制との関係から考察を加えている。武蔵国造の乱では、使主・小杵両者が「国造」をめぐる争い、のちに使主を「国造」に任じるという記事内容があり、本来的には使主は争いの発生時点ではいまだ「国造」ではなかったことがうかがえる。その一方で「武蔵国造笠原直使主」と、恰もすでにウヂ名（「笠原」）・カバネ（「直」）を有していたごとく記されていることから、争乱の発生時点で初めて王権と接触したのではなく、ミヤケ設置以前から、王権と何らかの関係性を有していたことがうかがえ、国造への任命と記紀等にみえる個人名に付されるウヂ名・カバネとの関係性を分析することが重要となる。

国造もまた、他の社会的身分と同様にウヂ名・カバネの保有と不可分の関係にあったことが確認でき、一般的に「国造」に付されるウヂ名は、令制国郡名につながる地名であり、記紀ではカバネ「直」を有する国造が多くみられる。

国造の任命とは、地名に基づくウヂ名とカバネを、王権から賜与されることであり、記紀にみえる個人名に付された「地名＋国造」は、あくまでも国造であることを示した肩書の呼称であり、記紀編纂段階の歴史認識による修飾であるにとらえ、王権から賜与された「ウヂ名＋カバネ」を付した人名こそが、大化以前では実態的であったことを考察している。

最近では、島根県松江市の岡田山一号墳出土の鉄剣銘「額田部臣」の表記から、少なくとも六世紀中葉までには、一般的なウヂ名・カバネが成立していたことが確かめられているが、国造については、王権から賜与される形で、ミヤケを中核とした支配拠点の管領と、その地域の支配を認定された地名をウヂ名とした時点进行分析する必要がある。

このように、国造任命に、ミヤケの設置およびウヂ名・カバネ制が関係することを確かめた上で、ケーススタディとして、『先代旧事本紀』所収「国造本紀」にみえる吉備地域の国造をとりあげ分析している。吉備地域

の国造は、のちの郡郷名と一致する地名を冠しており、ミヤケの具体的な設置過程と地名に基づくウヂ名の成立過程を検討して、吉備地域における氏族編成の歴史的段階から、国造任命時期、ひいては国造制の成立とその時期を析出している。

## 唐太宗昭陵の陪葬墓をめぐる一考察

堀井 裕之

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・アジア史)

唐の二代皇帝太宗（李世民、在位 626～649）が埋葬された昭陵は、唐の都である長安（現在の陝西省西安市）の北方約 60km にそびえる九嵎山にある。貞観 10（636）年 6 月に長孫皇后が崩御すると、太宗は、山を封土に見立てた山陵形式の陵墓を造営し、自身と皇后の墓所と定めた。その翌年、太宗は唐の創業期の功臣を高祖の献陵へ、太宗即位に貢献した功臣と姻戚・皇族に昭陵に陪葬する名誉を与えた。ここに唐代の陪葬墓制度が成立したのである。

本報告で扱う昭陵の陪葬墓は、九嵎山中腹及び南麓に広がる扇状の平地に分布している。1970 年より今日に至るまで暫時進められている考古調査によれば、167 基が確認され、そのうち 70 基の墓主が確定し、40 基が発掘されている。他の唐皇帝陵の陪葬墓数が 1～53 基であることと比べると、昭陵のそれは圧倒的に多い。陪葬墓のほとんどが、太宗から三代皇帝高宗（在位 649～683）までの時期にかけて造営された。文献史料や考古発掘の成果などを踏まえると、少なくとも約 200 名にのぼる人物が埋葬されたことが確認できる。以上のことから、太宗～高宗期にかけて、唐朝が非常に功臣の陪葬に力を入れていたことがわかるのである。

では、なぜ、昭陵にこのような大規模な陪葬墓群が形成されたのであろうか。まず、太宗が貞観 11（637）年に陪葬墓制度を定めた詔勅文をみると、その目的が功臣の顕彰にあったことがわかる。太宗は同年に功臣・皇室（主として太宗諸子・弟）を諸侯に擬えた世襲刺史（世襲の地方長官）に任命した。翌 12（638）年には、宮中の凌煙閣に二十四功臣の画像を描かせ、功臣の顕彰を行っている。すなわち、陪葬墓制度は、太宗の対功臣政策の一環として位置づけられるのである。高宗もまたこの政策を継承した。太宗・高宗の対功臣政策の目的は、功臣の顕彰だけでなくその序列を定めることにあった。例えば、太宗は功臣への論功行賞の際に、功臣たちの食邑数をもってその序列を定めた。高宗は、総章元（668）年 3 月 6 日に発布した詔勅において、高祖・太宗時代の功臣に贈官を追贈すると同時に、その序列を定めることを命じている。しかし、それだけでは留まらない。対功臣政策は、太宗・高宗が貴族の序列を定め、あるべき唐政権像を示した氏族政策と密接に関係がある。とすれば、昭陵の陪葬墓の形成・拡大は、太宗・高宗の氏族政策で示された唐政権像を如実に反映したものとと言える。

では、昭陵の陪葬墓に示された太宗・高宗の唐政権像とはどのようなものであったのだろうか。その問題にせまる手がかりとなるのが、昭陵に陪葬された功臣の序列である。彼らの序列については、当然、その葬送儀礼・墓葬等級にも反映されたはずである。彼らの葬送儀礼における待遇については、新旧『唐書』の列伝や、墓碑・墓誌などから具体的に知ることができる。また、墓葬等級についても、発掘報告で情報が得られる。す

なわち、陪葬された功臣の葬送儀礼・墳墓の等級を手掛かりとすれば、その序列を再現することが可能となってくる。

そこで、本報告では、昭陵から窺える功臣の序列から、昭陵陪葬墓が成立・拡大した背景について考察し、あわせて、昭陵の政治的機能についても検討を加え、昭陵陪葬墓の背景にある太宗・高宗の唐政権像を浮き彫りにする。



## 19世紀初頭における西インド諸島市場をめぐる米英の対立

### —アメリカ航海法の制定とイギリスの対応—

小池 航太

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・西洋史)

アメリカ合衆国は、19世紀後半以降、カリブ海市場への進出によって、経済発展を遂げた。しかし、カリブ海への経済進出は19世紀初頭から始まっていた。そこで本報告では、合衆国がイギリス領西インド諸島との通商改善のために、1818年に制定したアメリカ航海法と、これを受けてイギリスが1822年に制定した植民地貿易法、双方の成立過程を検討する。こうした研究視角によって、後の合衆国経済発展において重要な位置を占めるカリブ海市場への経済進出の基盤が、19世紀初頭に築かれた事を明らかにする。

19世紀の米英通商関係をめぐる先行研究において、合衆国の研究者は、当該時期の合衆国による通商活動拡大運動は、常にイギリスによって修正を強いられたという結論に達した。一方、イギリスの研究者も、イギリスが19世紀に航海諸法を緩和し、自由貿易を促進した主たる要因は、産業革命の進展に基づく国内製造業の発達と、それにとまなう通商上の競争力向上にあり、合衆国による働きかけは限定的な効果しかなかったという見解に至った。しかし、両者ともにほとんど自国の史料しか使用しなかったため、19世紀初頭の合衆国による通商拡大運動の成果を過小評価することになった。本研究では、米英双方の史料を用いることで、モンロー政権期、合衆国がすでに西インド諸島からのイギリス勢力駆逐に部分的ながらも成功し、同地域への経済進出の地歩を築いていたことを論証しようとするものである。

18世紀から19世紀初頭にかけて、イギリス領西インド諸島植民地では、奴隷への食料供給を合衆国からの輸入に依存していた。しかし、イギリスが航海諸法を制定していたため、合衆国産小麦を輸送できるのはイギリス船舶だけだった。そのため、モンロー政権は外交政策によって問題解決を図ろうとした。こうした状況を背景に、1818年、連邦議会では西インド諸島との直接貿易再開に向けた議論が始まった。

まず、下院外交委員会委員長、ジョン・C・フォーサイスは、イギリスの西インド貿易の弱点を指摘する報告書を下院に提出した。この中で彼は、もしカナダから食料を輸入する場合、冬季は港湾が結氷するため、イギリスは夏季しか輸送することができないと指摘した。また、カナダ産小麦粉は栄養価も低く、奴隷が労働に耐えうる体力を維持するには不向きであると述べ、合衆国がイギリスに農産物を提供しなければ、イギリスの植民地経営は破綻すると結論付けた。

この報告を元に、連邦議会ではアメリカ航海法制定に向けた審議が始まった。この審議において中心的役割を果たしたのが、合衆国最大の貿易都市ニューヨークの貿易商の支持を背景に当選した、上院議員のルーファス・キングだった。キングは航海法成立を求める演説の中で、イギリスが採用した閉鎖的体制を非難し、米英

間の農産物互恵貿易開始を主張した。キングの提案したアメリカ航海法は圧倒的支持の下、成立に至った。同法の骨子は、一部のイギリス植民地から寄港したイギリス船舶に対し、合衆国全港を閉鎖することであった。つまり、合衆国はアメリカ航海法によって、イギリス領西インド諸島への食料供給を停止することで、イギリスに通商規制の緩和をせまろうとしたのである。

しかし 1818 年の同法制定後も、イギリスは航海法適用範囲外だったカナダのニューブランズウィック、ノヴァ・スコシアから合衆国を経由してイギリスは西インド向けに食糧、木材を供給した。こうした状況に対処すべく、キングはアメリカ航海法の修正案を議会に提出した。審議の中で彼は、同法の適用範囲を、低緯度カナダ、バミューダ、そしてバハマなどに拡大することを提案した。連邦議会はキングの提案を支持し、アメリカ航海法修正条項を成立させ、これによってイギリス領西インド植民地は、主要な食料輸入国である合衆国から食料供給を受けることが難しくなった。

アメリカ航海法の自国経済への影響を懸念したイギリス議会は、1822 年、「植民地貿易法」の審議に入った。商務院総裁フレデリック・J・ロビンソンは、18 世紀後半から 19 世紀にかけて、合衆国産の小麦粉は、植民地プランテーション人口の維持においてもっとも重要だったと述べた。実際、合衆国独立後、イギリスが航海諸法によってイギリス領西インド諸島と合衆国との直接貿易を禁じたため、食料供給が困難になった西インド諸島の総督が、合衆国船舶の植民地貿易への参入許可を本国に求めるという事態が起きた。

こうした状況を踏まえ、ロビンソンは、航海諸法の改正を議会で訴えた。彼の改正案の要点は、植民地と諸外国の直接貿易を許可することで、イギリス外国貿易の発展を図るというものだった。直接貿易が認可されれば、合衆国産の農産物を円滑に植民地に供給できるようになるため、こうした改正は必要だと彼は考えたのである。ロビンソンが提案した改正案は、「植民地貿易法」として成立した。その結果、合衆国は自国商船で西半球のイギリス領植民地に食料を供給することを許可されたのである。

このような西インド諸島における通商をめぐる米英の相克を経験し、ロビンソンの後を継いで商務院総裁に就任したウィリアム・ハスキソンは 1826 年に、「植民地貿易法」制定の背景には合衆国の政策決定の影響があったことを明言している。また、統計資料からも、「アメリカ航海法」制定後、イギリスの西インド諸島への輸出量は減少し、合衆国による輸出量は増加していることが明らかである。

以上の立論は、19 世紀初頭に、合衆国が先行研究で主張されたように、イギリスとの通商対立において常に譲歩を強いられていたわけではなかったことを示している。それどころか、合衆国はアメリカ航海法、およびその修正条項によって、西インド諸島において、自国の経済進出の基盤を築いていたと言える。

# 「道東における石器ブロックと黒曜石利用」

金成 太郎

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・考古学)

## 1 導入

日本の旧石器時代研究では、遺跡分析を行う際に構造的に理解するという方法が用いられており、「スポット-ブロック-ユニット」と表される概念がある(安蒜 1997)。北海道では、「ブロックを形成する個々の石器の詳細な属性抽出と分析による状態把握が、なによりも先行されるべきである」(鶴丸 2001)という提言を受けて、近年いくつかの分析例が提示されるようになった。しかし、これらの分析は全道の規模で行われているのではなく地域的にまとめられており比較資料の蓄積を行っている段階である。こうした流れを受けて、北海道網走郡美幌町内の遺跡を分析することにより資料の提示を試みる。更に遺跡は個々の事象の累積により形成された可能性があり規模に大小がみられる。こうした見かけを払拭するために、遺跡形成の基礎単位となる「ブロック」を用いて遺跡を分解し石器製作によって残された活動を類推することにより機能を抽出し、再構築することで遺跡が持つ意味を考え旧石器時代の人々の活動について解明していきたい。

## 2 分析方法

分析の舞台は、北海道東部、北見市の東に位置しオホーツク海に注ぐ網走川が南北に流れている美幌町である。対象となる石器ブロックは、常呂川と網走川を隔てる丘陵中央部に位置する豊岡7遺跡の2ブロック、丘陵の縁に位置するみどり1遺跡の6ブロック、網走川東岸の河岸段丘に位置する元町2遺跡の4ブロックであり、3遺跡合計12ブロックである。ブロックの帰属時期は、細石刃核の型式、有舌尖頭器が組成することから後期旧石器時代終末期(山原 1998)と考えられる。

ブロックの分析方法は石器の組み合わせ(組成)について分析する。細石刃と細石刃核の数量比、狩猟に用いるための刺突を目的とする道具=「直接生産用具」と、獲物の解体・皮や骨の加工・道具の製作や加工に用いる道具=「間接生産用具」(加藤 1970)の数量比(直間比)を属性として用いる。細石刃は木製や骨製の軸に刃を埋め込んで用いる直接生産用具でありこの時期の代表的な石器である。直間比はブロック内の活動を反映していると推定できるのでブロックの機能を導き出すことができる。具体的には直接生産用具が多く製作されているブロックは直接生産活動を行うためのブロックであり、間接生産用具が主体を占めるブロックでは生産物の加工が中心となり生活の拠点として機能していたと考えられる。その他、特徴的な石器の抽出を行いブロック比較のための属性として用いる。

石器の製作・技術に関しては、石器の素材を特定することで素材獲得技術を解析し、同時にブロック内での

石器の製作・細石刃の製作について製作工程を検討し製作段階を特定する。

黒曜石の利用では、ブロックに残されている石材の利用構成について分析する。石器製作に石材は必要不可欠な存在である。石器製作に向いている石材もあればそうでない石材もあり、石材の質が石器のもつ機能をも左右する。また、石材産出地は限定されている場合が多く大量に入手するための条件も限定的である。こうした「質と量」という石材利用環境に石器製作は影響を受けるので、ブロックに残された石材利用構成は旧石器時代の人々が残した直接的な痕跡であると考えられる。

今回注目する黒曜石はガラス質の火山岩であるため鋭利な刃を作りやすく、加工もしやすいので石器製作に適している石材である。また、北海道は黒曜石の大規模な原産地が各地にあり、河川でも容易に採取できるため広く盛んに用いられている。美幌町内に黒曜石が産出する地点は無く南北に流れる網走川でも採取することはできない。直近では丘陵を隔てた常呂川（直線距離で 10～20 km）で川原石として採取可能である。河川採取は距離的に近いという利点がある反面、小型の黒曜石しか手に入らないというデメリットがある。一方、黒曜石原産地では、置戸、白滝、十勝三股（50～100 km）がありと距離が格段に遠くなる反面、非常に大きな黒曜石を入手することが可能である。このように、入手条件に制約を受ける場所に形成されたブロックに表れる石材利用を分析することにより旧石器時代の石材利用概念について考えてみる。

### 3 分析結果

分析では遺跡の立地によってブロックの機能が分化していることが分かった。丘陵部に位置する豊岡 7 遺跡では、細石刃を大量に製作し、直接生産用具に加工した痕跡が残されているが、直接生産用具が非常に少なく道具の製作や加工に用いられた石器が多いことから狩猟を行うために形成されたブロックで構成された遺跡であると考えられる。利用石材では、黒曜石が非常に高い割合で用いられている。丘陵部の縁に位置するみどり 1 遺跡は、細石刃製作が行われた痕跡があり直接生産用具の比率が高いブロック、細石刃製作の痕跡がなく間接生産用具の比率が低いブロック、間接生産用具のみで形成されたブロック群で複雑に構成されている。更に利用石材構成でも黒曜石が非常に高い割合を占めるブロックから 50%以下の割合しか持たないブロックと石材構成でも非常に多様である。よって、みどり 1 遺跡は石器製作と石材構成の構成が複雑に入り組んで形成された遺跡であり、直接生産を行う準備段階のブロックから間接生産を行ったブロックと多くの機能を有する遺跡であったと考えられる。河岸段丘に位置する元町 2 遺跡は細石刃製作の痕跡を残すと共に間接生産用具の比率も高いブロック群で構成されており、間接生産が中心の機能とする遺跡と考えることができるだろう。利用石材では黒曜石が非常に高い割合を占めるブロック群によって主に構成されている。このように、ブロックの分析を行うことで構造的に遺跡を解明することが可能であり、立地における遺跡の機能差についても検討することができた。

更に、蛍光 X 線による黒曜石の産地分析を行いより詳細な石器製作と黒曜石の利用について発表する。

加藤晋平「先土器時代の歴史性と地域性」『郷土史研究と考古学 郷土史研究講座 1』 古島敏雄・和歌森太郎・木村礎編 朝倉書店 P.58～92 1970

山原敏朗「北海道の旧石器時代終末期についての覚書」『北海道考古学』第 34 輯 北海道考古学会 P.77～92 1998

## 反合併の地方自治

### —広域連合によるゆるやかな自治体結合—

種川 亮

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・地理学)

本研究は、地方自治制度の一項目である広域連合制度に着目したものである。広域連合とは、複数の市町村（都道府県および一部事務組合が参加するものもある）が、単一または複数の事務を共同処理するために設立する特別地方公共団体であり、設立においては規約および広域計画の制定、議会の設置、広域連合長の選出が定められている。

広域連合制度は1994年の地方自治法改正によって中核市制度と共に創設されており、地方部における地方分権の受け皿づくりを目的とした制度であった。そのため、1996年から全国で設立されていく広域連合は、まず広域文化施設の建設や県内ブロックづくりなど県の施策に基づく事業を取り扱う“受け皿型”が設立されたのち、既に活動していた一部事務組合や複数の市町村で構成される評議会などの統合を進める“事業統合型”が作られてゆく。そして1999年以降は、ごみ処理施設のダイオキシン問題や介護保険制度導入に対応した“高度事業対応型”が相次いで設立されてゆき、2002年までに全国で86件の広域連合が発足し、のべ845団体（2県121市485町233村2組合）が構成団体となることとなった。

上に記した“受け皿型” “事業統合型” “高度事業対応型”の3類型は設立時の目的によって分類したものであるが、“高度事業対応型”の出現と時を同じくして、既に設立されていた“受け皿型” “事業統合型”の広域連合の中にも介護保険関連事務を取り扱い事務に加えるものも増加してゆき、広域連合の機能は複合化していくこととなる。介護保険関連事務は事務の量・種類ともに多い上、要介護度の認定など専門的知識を要求される場合も多いため、小規模自治体が単独で行うには人件費等の負担が大きかった。そこで、複数の市町村で共同して取り組む場合が多く見られたが、その際の活動主体として、介護保険関連事務を専門に扱う部署を既に存在している広域連合内に設置していったのである。

機能複合化後の広域連合像を捉えるために、全国86の広域連合を「介護保険関連事務を取り扱っているか」、「広域市町村圏計画・ふるさと市町村圏計画を有しているか」という2つの要素から4分類する作業を行った。結果、特定の機能に特化した一部事務組合的傾向の強いものと、包括的に事務を取り扱うブロック圏的性格の強いものとに分かれることが明らかになった。構成団体（市町村）数については前者が比較的少なく、後者は比較的多い。また、後者の中にはほぼ同じ枠組みで広域合併へ繋がったものもある。その一方で、前者の中には広域連合の目的の一つである機能の複合化を目的とせず、コスト削減に特化した一部事務組合的性格をさらに強めていくことで、存在意義を確立しようとしているものもある。

広域連合の設立と機能複合化が落ち着いた2002年には、第27次地方制度調査会専門小委員会に西尾私案が提出された。西尾私案においては、基礎自治体の体制整備を進めるために一定の人口を有する区域に再編成し、効率化を進めていくべきだとした上で、「分権の担い手にふさわしい規模の基礎的自治体に再編されなかった地域」（西尾私案）については、事務の全部又は一部を別の行政主体に移管するべきだとし、翌日に新聞各社がその規模について「人口一万人以下の町村が対象と見られる」と報じて以来、全国の市町村では合併論議が沸騰し、“平成の大合併”が進行していくこととなった。その際に合併を推し進めたい旧自治省・総務省によって広域連合は「合併の前段階」と位置づけられる一方で、地方部の小規模町村にとっての「合併ではない（合併を回避するための）合理化の枠組み」として注目されることとなった。

以上のように、地方分権の声高かった設立直後と、橋本行革の影響を受けた介護保険制度が実施に移された1999年～2002年、そして2003年以降の平成の大合併下と、広域連合制度へのまなざしは時期によって大きく異なり、同じ制度に基づくものでも多様なありかたが存在することとなった。これは、広域連合を提言した第23次地方制度調査会の答申は自治体間の水平的な協力体制作りを求めたものであったが、1994年の地方自治法改正の際に法制化するに当たっては、広域連合制度を“国—都道府県—市町村”という垂直的な支配関係に馴致させるために、文言に多くの曖昧さが残る制度として創設してしまったためである。本来、地方行政の広域化・効率化を進め、そして地方分権の受け皿となるべく創設された広域連合制度は現在、その曖昧さゆえに、設立母体である市町村の目的意識や財政状況にあわせて、設立目的や取り扱い事務について多用なあり方を選択できる制度であるとも言える。その特性を活かして、取り扱い事務の選定と組織づくりに成功しさえすれば、広域化に向く事務と向かない事務の区別無く、全ての事務が広域化され、全ての組織が統合される市町村合併に比べてより効率化を図ることができるとして活動している広域連合も存在しており、今後、広域連合の活動がどのように展開していくかが注目される。





『《記憶の場》から歴史を再考する』

——2006年度駿台史学会大会共通テーマ趣旨——

駿台史学会企画委員長

落合 弘樹

(明治大学文学部助教授・日本史)

1990年代以降、「記憶」という言葉が歴史学で頻繁に使われるようになった。これは、米ソ超大国に主導された冷戦構造が崩壊する一方、地域紛争が激化し、昨年度大会のテーマとなった「民族問題」が問われるようになったのと時を同じくしている。とりわけ、国民国家のありかたへの評価と密接に関わりつつ、集合的記憶やメモレション（記念・顕彰行為）が歴史分析の素材として重視されるようになった。

日本においては、エリック・ホブズボームの「伝統の創造」論やベネディクト・アンダーソンの「想像の共同体」論に触発されて、批判的視座による国民国家論が展開された。そして、ナショナル・ヒストリーの虚構性が鋭く追及されるとともに、国家の抑圧や個人と戦争の関与を語る切り口として、「歴史と記憶」が議論されるようになった。

「歴史と記憶」をめぐり、今日において非常に大きな影響を与えているのが、ピエール・ノラの編纂による『記憶の場——フランス国民意識の文化』（谷川稔監訳、岩波書店、2002年～2003年）である。ノラの企画は「集合的記憶を表象する場」の分析を通じて「フランス的国民意識のあり方を探る」という壮大なものだった。ノラは歴史的事実の原因より、記憶の行方や「読み替え（アプロプリアション）」に注目する。そして、「記憶の場は、従来のいかなる歴史学の対象とも異なり、現実のなかに指示対象をもたない。むしろ、記憶の場はそれ自体が自身の指示対象」であるとしている。

国民統合の過程では、様々なモニュメントの建立や記念祭、追悼空間、さらに銘記すべき過去への想起が演出される。しかし、一方で「忘却」される歴史も存在する。たとえば、エリック・サントナーは、敗戦や占領、侵略者への内通などトラウマとなる歴史の記憶を抑圧する記憶戦略を、「語りのフェティシズム」と呼ぶ。これをうけてジョン・グリーンは靖国問題を念頭に、フェティッシュ化された物語の展開は、批判的反省の可能性を阻害し、トラウマ以後におけるアイデンティティの再構築を困難にさせていると指摘している（「靖国—歴史記憶の形成と喪失」、『世界』756号、2006年）。

本企画は、戦争・国民国家・「神話」・集合的記憶と関連させながら「記憶の場」としての歴史について考察しようとするもので、三名の方に報告をお願いした。

まず最初に、西洋史学専攻の三宅立氏に登場していただく。氏は戦争の神話化、歴史の神話化の問題を踏ま

えつつ、第一次世界大戦前後のドイツの歴史を再考しようとしており、戦争における死者への「追憶」・「追悼」の問題とともに、戦争の「記憶」と「忘却」の問題にも注目している。そして、「忘却」が「歴史の神話化」の核をなすことを指摘している。報告においては、バイエルン国王ルートヴィヒ1世により建立された「ヴァルハラ」、『ニーベルンゲンの歌』と「七首伝説（背後からの一突き伝説）」、「ヒトラー神話」を追いつつ、国民統合の核となった「記憶の場」の展開が検討される。

二番目に登場していただくのは、アジア史学専攻の寺内威太郎氏である。寺内氏は近世・近代における朝鮮の政治や社会、外交について、日本や清国との関連を含め、広い視野で研究を行っている。報告においては、韓国・北朝鮮双方において国民統合のシンボルとされている檀君について、その存在と建国神話が国家レベルで強く意識されるのは、厳しい国際関係のなかで国民国家形成が試みられた19世紀末期であることが検証される。そして、韓国併合後に展開した大倭教を軸に、民族独立運動を通じて檀君がナショナル・アイデンティティの中核となっていく過程が明らかにされていく。

最後に登場していただくのは、日本史学専攻の山田朗氏である。氏は、第二次世界大戦期の日本の戦争指導について、昭和天皇の役割をもふまえて総合的な研究を行っている。報告においては、日露戦争における戦術的失敗の多くが戦訓として修正されることなく、むしろ隠蔽されて「成功」に転化し、「軍神」が誕生し、攻勢一点張りという日本軍の「伝統」が創造されていく過程が明らかにされ、将兵の個別の記憶が集会的記憶へと再構成される際の歪みが指摘される。さらに、参謀本部によって創作された日本軍の「伝統」は戦国期の戦史までも歪曲し、国民の歴史認識に重大な影響をあたえたことが論じられる。

「記憶の場」のありかたは多様で、本年度においては各報告に重点を置きたい。最初から共通項を持ち寄るのではなく、多角的な視覚の中から相互に新しい視点を構築していくことを意図している。報告後はオスマン帝国の政治・社会を研究されている永田雄三氏、さらに明治維新史を研究している落合弘樹より、それぞれの立場からコメントを加えるが、一般聴衆の方々を含め、活発な議論展開を期待したい。

## 「ヴァルハラ」から七首伝説・ヒトラー神話へ

——近現代ドイツにおける「神話」と「記憶」——

三宅 立

(明治大学文学部教授・西洋史)

私は先に、第一次世界大戦に関わる「戦争の神話化」に注目し、神話化され「集合的記憶」となった「戦争の記憶」とそれをめぐるせめぎあいについて、若干の考察を行った（「〈戦争の神話化〉〈戦争の記憶〉——ドイツ人少女の第一次世界大戦日記を手がかりに——」『駿台史学』127号、2006年3月）。ところで、戦争の神話化、総じて歴史的現実の神話化は、歴史的に集積された、「神話」を含む「記憶」の束、ないしはその織り成す網の目、いわば諸々の「記憶の場」との相互作用のもとで進められるものと考えられる。この報告では、戦争の神話化、歴史の神話化の問題を踏まえつつ、それを越えてさらに、さまざまな「神話」を含む「記憶の場」から、第一次世界大戦前後のドイツの歴史を再考しようとするものである。ちなみに、「記憶の場」という言葉は、いうまでもなく、ピエール・ノラ編『記憶の場』全7巻（1984～92、谷川 稔監訳、岩波書店、全3巻、2002～03）によって、学界の共有財産となった。その後ドイツでも、エティエンヌ・フランソワ／ハーゲン・シュルツェ編『ドイツの記憶の場』全3巻（2001）が刊行され、この報告もこれに多くを負っている。

私が「記憶」の問題に自分の研究の中で出会ったのは、ジェイ・ウィンターの『追憶（記憶）Memoryの場、追悼の場——ヨーロッパの文化史における〔第一次世界〕大戦』（1995）に接してであった。ここで一応「場」と訳した“sight”という言葉には、「光景」という意味も込められている。そして同書では、「大戦における死者への追悼の形態と内容」が、「犠牲・死・復活」という「追悼の「伝統的な」言語」、とりわけ死者を再生させる「黙示録的ヴィジョン」によって大きく規定されていたことが多角的に明らかにされていたのである。これは、まさに、「追憶」「追悼」の場を、伝統的・歴史的な「記憶の場」を踏まえて考察したものということもできよう。

私は、この著作に大きな刺激を受けながら、「第一次世界大戦の図像学——ドイツ美術における「死と再生」——」を書いたが（馬場恵二・三宅 立・吉田正彦編『ヨーロッパ 生と死の図像学』東洋書林、2004年3月）、それは、戦争における死者への「追憶」・「追悼」の問題とともに、戦争の「記憶」と「忘却」の問題にも注目したものであった。そして、先の論文でも触れたように、この「忘却」ないし「無視」こそ、「誇張」や「一面化」と並んで、「歴史の神話化」の核をなすものだったのである。歴史を「記憶の場」から考察することは、ややもすればこうした「忘却」「忘却の穴」の問題を看過することになりがちである。「歴史の神話化」を常に意識することは、この点からも必要とされるといえよう。

報告は次の順序で行われる。

(1) 考察の出発点として、19世紀前半、ドイツ国民国家の胎動期に、ドイツ人意識の強化・拡大に向けて、バイエルン国王ルートヴィヒ 1 世によりレーゲンスブルクの近郊に建設された、「偉大なドイツ人」たちを記念する「ヴァルハラ」を概観する。この、ギリシアのパンテオンを模した殿堂には、ドイツを象徴する女神ゲルマーニア、ローマ帝国を破ったヘルマン（アルミニウス）をそれぞれ中心に据えた南北の破風、堂内天井を飾るオーディンらゲルマン神話の世界、そして東方に発するゲルマン人の移動からそのキリスト教への改宗に至るゲルマン原史を描いたレリーフに包まれて、落成時、96 の胸像と 64 の名前を刻んだ銘板が並んでいた（現在胸像は 127）。ここに登場する神々や英雄、歴史上の人物は、それぞれ「記憶の場」としての歴史を有しており、それを振り返ることは、そこで記念されていない人々のことを含め、中世から近世・近代にいたるドイツ史に興味深い光を投げかけてくれるはずである。

(2) 「ヴァルハラ」の銘板には、ドイツ中世の吟遊詩人ヴァルター・フォン・デア・フォーゲルヴァイデの名と並んで『ニーベルングの歌』の詩人も登場する。この、ゲルマン民族の大移動の時期を歌った中世の叙事詩が、ドイツ人の心を再び大きくとらえたのは、ようやく、19世紀の初め、ナポレオン支配下のことであった。そしてそれは、その前編「ジークフリートの暗殺」とゲルマン神話の世界を重ね合わせたリヒャルト・ヴァーグナーの楽劇『ニーベルングの指輪』ともども、第一次世界大戦開戦時の独逸同盟の絆を象徴する「ニーベルングの誠実」から、敗戦をめぐる「<sup>かいくち</sup>七首伝説（背後からの一突き伝説）」を経て、スターリングラードの戦いに際するゲーリングの演説まで、ドイツ現代史の重要な「記憶の場」となり続けることとなる。

(3) ヒトラーのヴァーグナー愛好はよく知られている。そして、パイロイトのヴァーグナー家との彼の強い結びつきは、一介の「無名の兵士」からナチズム運動の「指導者」、「第三帝国」の「総統」へと躍進を果たしていくヒトラーを支える一つの柱でもあった。この両者を結びつける重要な絆となったのは、反ユダヤ主義であったが、この報告では、ヒトラーの反ユダヤ主義、総じてナチズムの「第三帝国」の思想を支えた「記憶の場」として、キリスト教の千年王国・黙示録・終末論の伝統、広く聖書そのものに注目したいと思う。ヒトラーをドイツの「救い主」とする「ヒトラー神話」は、古典古代の文明をも自己の祖先として取り込む「アリア人」神話やゲルマン神話の世界とともに、キリスト教の伝統との結びつきなしには理解し得ないからである。

## 20世紀初頭の朝鮮における民族主義の形成と檀君神話

寺内 威太郎

(明治大学文学部教授・アジア史)

朝鮮の建国は、史料によると次のような話で始まる。今から 5000 年ほど前、桓因（帝釈天）の庶子である桓雄が天から降臨し、人間の女の姿に変わった熊と結婚して檀君が生まれた。やがて、檀君は平壤に都を定めて国を朝鮮と号した。後に、周の武王が朝鮮の地に箕子を封じたので、檀君は山に隠れて山の神になった。檀君にかわって朝鮮を治めた箕子は、殷の皇族であったが、紂王の暴政を諫めて遠ざけられ、殷が滅びた後は周に仕えるのを潔しとせず、朝鮮に移って平壤付近に国を建てたという。

北朝鮮では、1993 年、平壤東方の江東郡にある檀君陵といわれてきた墓にあった人骨が、檀君のものだと断定され、朝鮮民族は檀君の後裔ということになっている。韓国でも、檀君降臨の日とされる 10 月 3 日が建国記念日（開天節）に定められている。両国とも、檀君が国民統合の象徴的存在として機能しているのである。朝鮮では、古くから檀君が上記のような存在として認識されていたのであろうか。

檀君神話は 13 世紀末の史料に初めてあらわれるので、高麗時代以前のことはわからない。朝鮮王朝が成立（1392）すると、檀君廟を建てて祭祀をおこなうが、歴代始祖祭祀の一環としての扱いで、檀君を特別視していない。17 世紀には、許穆（1595～1628）が檀君朝鮮を正統王朝と認め、高句麗・百濟および東北アジアの諸民族を檀君の後裔と認識している。しかしこの見解も、檀君を中心とする固有の民族観を創出しようとしたものではなかった。

小中華意識を持つ支配層にとって、檀君よりも、孔子や朱子が出現する以前に、朝鮮に来て王道政治をおこなったという聖人箕子の方が意味のある存在であった。朱子学的価値観に基づく支配層の伝統的國家観からは、土俗的な檀君を始祖に戴く政治的・一体的意識が創出される余地はなかったというべきである。

開国（1876）以後、檀君認識が変化する一つの転機は、甲午改革（1894～1896）であった。日本をモデルに近代国民國家の形成を目指すなかで、君主権の絶対化をはかり、檀君を朝鮮の始祖、箕子を聖教の教化者とみなそうとした。朝鮮は、檀君・箕子以来の歴史を持つ自主独立の文化國家であるという「自画像」を創出しようとしたのである。

しかし、甲午改革は失敗し、日露戦争をへて日本の朝鮮支配は不可避となった。第二次日韓協約（1905）によって、朝鮮は日本の保護國となり、国民統合の核となるべき皇帝（1897 年に国号を大韓帝國と改め、国王を皇帝に改称）の権威は失墜する。こうしたなかで、朝鮮独自の檀君が国民統合の象徴的存在としてクローズアップされてくるのである。

すなわち、朝鮮民族は「檀君の子孫」とされ、檀君を求心点として國權回復のための国民統合を目指そうと

する動きが表面化する。このような血族国家論を強力に主張したのが申采浩であった。彼は民族主義的な歴史学を標榜し、箕子を小中華主義の源とみなして排除し、檀君を朝鮮発祥の起点に置いた。20世紀初頭、「檀君ナショナリズム」といえるものが形成されたのである。

さらに1909年、檀君教（1910年に大倭教と改称）が生まれ、その教理のなかに、愛国啓蒙運動（言論・教育活動を通じて国権回復をはかる）の過程であらわれた檀君信仰・思想が一元的に体系化された。日本の天皇制国体論の影響も受けて、独自の檀君国体思想が唱えられたのである。以後、教理が普及してゆく過程で強調されたのは、朝鮮は檀君を始祖とする単一民族、東北アジアの諸民族は全て檀君の子孫であるという点であった。

大倭教は、民族独立と抗日を唱えたために、朝鮮総督府の弾圧を受け、教団本部を「満洲」に移した。しかし、国外に亡命した多くの朝鮮人独立運動家が入信し、大倭教の教理が、1919年に上海で樹立された大韓民国臨時政府などの独立運動に大きな影響を与えることになる。1948年に建国された大韓民国でも、上記臨時政府の正当性を継承し、民族の主体性を確立する目的で、多くの大倭教徒が政府要職に迎えられた。その教理にみられるナショナル・アイデンティティは国民統合の拠り所として継承されていったのである。

20世紀以降の檀君認識は、19世紀以前の体制思想から継続して生み出されたのではなく、国民国家形成に不可欠な国民統合のための国家的アイデンティティ確立の過程で、作り出されたものであった。

# 近代日本人にとっての日露戦争の記憶

山田 朗

(明治大学文学部教授・日本史)

## はじめに

個人の体験（個別の記憶）が、国家によって集団的な記憶にまとめ上げられる段階で、場合によっては大きな歪みが生じ、個人が体験したものとは全く別次元のイメージとして再構成されることがある。

とりわけ勝利に終わった戦争の記憶は、しばしば苦戦を克服した英雄的な戦いとして再構成される。戦争を体験した個人々人にとっては、そのような記憶化は、内心どこかで違和感があるものの、自らの行為を栄光の過去として記録されることの快感と誇りによって結果的に肯定されていってしまう。現実におこった数々の失敗の記憶は、集団的な記憶化過程において失敗ではなく、やむを得なかったものとして、さらにはそのようにすることこそが正しいやり方だったといったものに変質してしまうことさえある。

本報告では、個別の記憶が、集団的な記憶へと再構成される際の歪みについて、日露戦争を事例に検討したい。

## 1 失敗事例の「成功」への転化

日露戦争は、現実には日本軍にとって大小さまざまな失敗の連続であった。とりわけ陸軍は開戦前、歩兵戦闘の原理としてドイツ流（火力主義）を採用し、緒戦においてはそのマニュアル通りの戦闘指導を行ったにもかかわらず、軍中央における銃砲弾の消費見積りの失敗から、開戦数ヶ月にして銃砲弾の深刻な欠乏状態に陥り、〈火力主義〉を貫徹できなくなった。

前線では、銃砲弾の欠乏によりマニュアル通りの戦闘ができないため、また、ロシア側がフランス流〈白兵主義〉にもとづく戦闘指導をおこなったこともあって、ロシア側への対抗上、集団的な〈白兵〉戦術によって事態を打開せざるを得なかった。そのため、各戦闘では膨大な戦死・戦傷者を出すことになり、急速に戦闘部隊の質は低下した。戦闘部隊の質的低下を補うために、いっそう集団的な〈白兵〉戦術がとられることになり、〈白兵〉戦術と損害の悪循環が生じた。また、野戦における砲兵の運用の誤りも重なって、〈火力主義〉への信頼感は戦争の経過とともに急速に失われた。

戦後、日露戦争の教訓にもとづく『歩兵操典』などの典範令の改定が行われるが、そこでは〈火力主義〉は完全に放棄され、苦肉の策であったはずの〈白兵主義〉が称揚されることになった。個人的な記憶のレベルでは、機械的な集団的〈白兵〉戦術が膨大な犠牲を出したことへの反省があったことは確かだが、これが典範令の改定という形で集団的記憶化がなされる過程で、〈白兵主義〉の有効性が強調されるようになる。

## 2 失敗を隠蔽した〈軍神〉

〈火力主義〉の放棄と〈白兵主義〉の称揚は、失敗を隠蔽し、むしろそれを「成功」に転化した事例であるが、〈軍神〉の登場も同様の役割を果たしたといえる。

日露戦争の際、旅順港閉塞作戦において戦死した広瀬武夫海軍少佐と遼陽会戦において戦死した橘周太陸軍少佐（死後ともに中佐）を出版物や従軍記者が〈軍神〉と称えたことが近代日本の〈軍神〉の始まりである。

〈軍神〉とされた彼らは、銅像が建てられ、国定教科書に教材として載り、讃える文部省唱歌がつくられたりした。また、陸海軍の内部においても理想的な指揮官としてその行動が讃えられた。しかし、現実の戦闘における広瀬と橘の戦死は、むしろ日本軍上級司令部の作戦の失敗の結果であり、本来ならば、有能な現場指揮官であった彼らにほとんど意味のない死を強要してしまったことに対して、司令部の責任こそが問われるべき事例であった。

ところが、彼らの戦死に対して誰も責任をとらず、むしろ失敗せざるをえない作戦であったにもかかわらず、その任務を遂行しようとした彼らの姿勢がひたすら称揚されたのである。〈軍神〉の誕生は、日本軍の作戦の失敗を隠蔽しただけでなく、戦死の美学を作り上げる契機となったといえる。

## 3 歴史の書きかえと日本軍の〈伝統の創造〉

戦争の集团的記憶化の過程での歪みは、日本軍の〈伝統の創造〉へとつながっていく。この場合、〈伝統の創造〉は、歴史上の戦争の解釈がその時代の要請によって大きくつくり変えられることによってなされたといえる。とりわけ、日露戦争後に、戦国合戦の評価が改変・固定されたことが顕著な事例である。たとえば、戦国時代の織田信長や豊臣秀吉の「桶狭間の合戦」「墨俣一夜城」「長篠の合戦」などの奇襲・奇策・新戦術を駆使した合戦譚は、近世以降の講談本を下敷きにして、日露戦争前後に確立したものである。

信長や秀吉が行った合戦像が後世に相当に創作・脚色されたものであることは、今日では明らかにされているが、1893年から1911年にかけて参謀本部が編纂した『日本戦史』全13巻（桶狭間役―大阪役）が、奇襲・奇策・新戦術を駆使した攻勢作戦によって小兵力をもって大兵力をうち破るのが〈日本人の戦い方〉だ、という日本軍の〈伝統〉を確立させたといつてよいであろう。参謀本部という軍事専門家と官学アカデミズムの共同編纂物である『日本戦史』の権威は絶大なものであり、日本の軍人教育に大きな影響を与えただけでなく、『日本戦史』を基礎にして著作を執筆した学者・文化人・作家も多かった。

『日本戦史』をはじめとして信長を中心に奇襲・奇策・新戦術の戦国時代の合戦のイメージを作り上げた著作に通底するのは、強敵の包囲網を独力でうち破っていった信長をロシアなど列強に取り囲まれた近代日本に見立てる歴史観であったといえる。そして、その歴史観こそ日清戦争・日露戦争という現実の戦争が、弾薬不足を白兵突撃によって切りひらく、攻勢一点張りの〈日本人の戦い方〉のルーツ、すなわち日本軍の〈伝統〉



を戦国時代に見いだそうとするものであった。

日露戦争は、現実には戦略的にも、戦術的にも日本側は失敗の連続であり、兵力と弾薬不足から第一線の将兵に膨大な犠牲を強いることになったが、そのような数々の失敗は、むしろそのような戦い方こそ〈日本人の戦い方〉であり、寡をもって衆をうつ（小兵力で大兵力を倒す）戦い方こそ日本軍の〈伝統〉なのだという解釈がなされることで、その失敗・犠牲の責任の所在は覆い隠されたのである。

現実には展開された戦争が、過去の戦争への歴史的評価を変え、それがその後の国民の歴史認識に大きな影響をあたえた典型的な事例がこの日露戦争と戦国時代の合戦との関係である。

### おわりに ―記憶から「神話」へ―

日露戦争後の、戦争の集団的記憶化過程において戦争の実像は大きく歪められ、日本軍の失敗の経験は、成功の記憶として再構成され、そこでの日本軍の戦いぶりは、日本軍の〈伝統〉を実証するものであるとされた。日露戦争の「成功」の記憶は、次第に物量の欠乏を精神力によって克服するという「神話」化され、その後も永く日本軍の戦略・戦術思想を拘束した。

そしてこの「神話」こそ、第1次世界大戦という新しい戦争を目の当たりしながらも、その教訓さえもストレートには受け容れず、欧米の戦い方とは異なる〈日本人の戦い方〉があるのだという信念を強固に構築してしまう土壌となるのである。